

大阪地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 預金債権差押処分取消等請求事件
国側当事者・国（大阪国税局長）
令和3年9月28日却下・棄却・控訴

判 決

原告	X
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	大阪国税局長 吉井 浩
同指定代理人	別紙指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本件訴えのうち、大阪国税局長が原告に対して令和元年12月2日付けでした預金債権差押処分の取消しを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 大阪国税局長が原告に対して令和元年12月2日付けでした預金債権差押処分を取り消す。
- 2 大阪国税局長が原告に対して令和元年12月18日付けでした配当処分を取り消す。
- 3 被告は、原告に対し、70万2958円及びこれに対する令和2年10月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

処分行政庁は、原告が国税（相続税等）を滞納しているとして、その滞納国税を徴収するため、令和元年12月2日、原告の第三者に対する預金債権を差し押さえ（以下、この差し押えを「本件預金債権差押処分」という。）、その後取立てを行い、同月18日、給付を受けた金銭の全額を滞納国税に配当する旨の配当処分（以下「本件配当処分」という。）をした。

本件は、原告が、本件預金債権差押処分に係る滞納国税の徴収権は時効等によって消滅しているから本件預金債権差押処分及び本件配当処分はいずれも違法であるなどと主張して、被告に対し、本件預金債権差押処分及び本件配当処分の各取消しを求める（第1の1及び2）とともに、不当利得返還請求権に基づき、本件差押処分における差押金額である70万2958円及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和2年10月22日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める（第1の3）事案である。なお、本件請求のうち第1の1及び2について、原告は本件預金債権差押処分及び本件配当処分の処分行政庁が国であることを前提として各処分の取消しを求めているが、各処分の処分行政庁はいずれも大阪国税局長である。

1 関係法令等の定め

別紙「関係法令等の定め」記載のとおりである。なお、同別紙において定めた略称は、以下、本文でも用いる。

2 前提事実（当事者間に争いがなく、掲記の証拠又は弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

（1）相続の発生

ア 第1次相続

A（以下「A」という。）は、平成3年6月●日に死亡した。その相続人は、別紙「相続人関係図」記載のとおり、長男であるB（原告の養父。以下「B」という。）、養子であるC（Bの妻であり、原告の養母。以下「C」という。）、養子であるD（B及びCの長女〔Aの孫〕であり、原告の妻。以下「D」という。）、養子である原告（B及びCの養子）、長女であるE、二女であるF、二男であるG、養子であるH（Gの妻）、養子であるI（G及びHの長男）、三男であるJの10名であった（以下、Aを被相続人とする相続を「第1次相続」という。）。

イ 第2次相続

Bは、平成19年10月●日に死亡した。その相続人は、妻であるC、長女であるD、養子である原告、二女であるK（以下「K」という。）の4名であった（以下、Bを被相続人とする相続を「第2次相続」という。）。

ウ 第3次相続

Kは、平成24年6月●日に死亡した。その相続人は、母であるCのみであった（以下、Kを被相続人とする相続を「第3次相続」という。）。

エ 第4次相続

Cは、平成28年3月●日に死亡した。その相続人は、長女であるD及び養子である原告の2名であった（以下、Cを被相続人とする相続を「第4次相続」という。）。

（2）Bによる第1次相続に関する相続税の申告等

ア 本件申告

（ア）本件物納申請1

Bは、平成3年12月●日、枚方税務署長に対し、相続税の申告書を提出して第1次相続に関する相続税を申告し（納付すべき税額5億1488万6200円。以下、この申告を「本件申告」という。）、併せて、本件申告に係る相続税のうち1億1357万7100円について、相続税物納申請書を提出して物納申請をした（以下、この物納申請を「本件物納申請1」という。）。（乙4、6）

（イ）本件物納申請1に係る申請書の「徴収猶予決議」欄の記載

本件物納申請1に係る申請書の「徴収猶予決議」欄には、決議日として「3・12・27」の日付印が押されている。また、上記「徴収猶予決議」欄のうち、署長、副署長、総務課長の各決裁欄には「委任事項」との記載があり、統括官の決裁欄には統括官の氏名が彫られた印が押されている（以下、この決議欄においてされたと被告が主張する決議を「本件徴収猶予決議1」という。本件徴収猶予決議1の成立等については、後記争点2のとおり、当事者間に争いがある。）。（乙6）

イ 本件修正申告

(ア) 本件物納申請 2

Bは、平成6年10月4日、枚方税務署長に対し、本件申告の内容を修正する旨の修正申告書を提出した（差引税額〔納付すべき税額〕57万0200円。以下、この修正申告を「本件修正申告」という。）。また、本件修正申告に係る相続税57万0200円について、相続税物納申請書を提出して物納申請をした（以下、この物納申請を「本件物納申請2」といい、本件物納申請1と併せて「本件各物納申請」という。）。（乙5、7）

(イ) 本件物納申請2に係る徴収猶予決議書の記載

本件物納申請2に係る徴収猶予決議書には、本件物納申請2に係る相続税について、平成6年10月5日から物納申請の許可又は却下がされるまでの間、その徴収を猶予する旨の記載がある。また、上記徴収猶予決議書のうち、署長、副署長、総務課長の各決裁欄には「委任事項」との記載があり、統括官の決裁欄には統括官の氏が彫られた印が押されている（以下、この決裁欄においてされたと被告が主張する決議を「本件徴収猶予決議2」といい、本件徴収猶予決議1と併せて「本件各徴収猶予決議」という。本件徴収猶予決議2の成立等については、後記争点2のとおり、当事者間に争いがある。）。（乙8）

(3) 大阪国税局長による本件各物納申請の却下

枚方税務署長から通則法43条3項に基づき徴収の引継ぎを受けた大阪国税局長は、平成14年11月15日、本件各物納申請をいずれも却下した。（乙10、11）

(4) 大阪国税局長による本件雑種地差押え

大阪国税局長は、本件申告及び本件修正申告に係るBの第1次相続における相続税を徴収するため、平成16年5月31日付けで、Bが所有する別紙物件目録記載の土地（以下「本件雑種地」という。）を差し押さえ、同年6月1日、その旨の登記をした（以下、この差押えを「本件雑種地差押え」という。）。本件雑種地差押えの効力は、現在まで継続している。（甲1、2）

(5) 本件交付要求、その解除、改めての交付要求

大阪国税局長は、令和元年5月29日、執行機関である大阪国税局長に対し、本件雑種地について、交付要求をした（以下、この交付要求を「本件交付要求」という。）。（甲3）

大阪国税局長は、令和元年8月28日付けで本件交付要求を解除し、これを原告に通知するとともに、同日、改めて、執行機関である大阪国税局長に対し、本件雑種地について、交付要求をした（本件交付要求と対比すると、原告の滞納国税等の内容は同じであるが、相続税法34条1項又は2項の規定による価額を限度とする連帯納付義務の内容が異なる。）。（甲4、乙12）

(6) 本件預金債権差押処分

大阪国税局徴収職員は、原告が別表「原告の国税（本件預金債権差押処分に係るもの）」（以下「別表」といい、別表記載の滞納国税を番号ごとに「別表滞納国税1」などという。）記載の国税を滞納しているとして、その徴収のため、令和元年12月2日、原告が株式会社L銀行に対して有する普通預金債権70万2958円を差し押さえ（本件預金債権差押処分）、同月16日、差し押さえた普通預金債権のうち振込手数料を除く70万2079円を同銀行から取り立てた。（甲5、乙1）

(7) 本件配当処分

大阪国税局長は、令和元年12月18日、換価代金等の交付期日を同月25日午前10時として、上記(6)のとおり取り立てた70万2079円の全額を滞納国税に配当する旨の配当処分を行い(本件配当処分)、同月25日、これを滞納国税に充当した。(甲6、乙1)

(8) 原告による審査請求

原告は、令和元年12月24日、国税不服審判所長に対し、本件預金債権差押処分及び本件配当処分の取消しを求める旨の審査請求をした。(乙2)

国税不服審判所長は、令和2年12月8日、本件預金債権差押処分の取消しを求める旨の審査請求については、上記(6)の取立てにより目的を達して消滅しており、原告はその取消しを求める法律上の利益を有しないとの理由でこれを却下する旨の裁決をし、本件配当処分の取消しを求める旨の審査請求については、本件配当処分を不当とする理由は認められないなどとして、これを棄却する旨の裁決をした。(乙3)

(9) 本件訴えの提起

原告は、令和2年10月9日、本件訴えを提起した。

3 争点

(本案前の争点〔第1の1に関し〕)

(1) 本件預金債権差押処分の取消しの訴えの適法性(訴えの利益の有無)(争点1)

(本案の争点〔第1の1ないし3に関し〕)

(2) 滞納国税が時効により消滅したか否か(争点2)

(3) 滞納国税が交付要求解除の通知により消滅したか否か(争点3)

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1(本件預金債権差押処分の取消しの訴えの適法性〔訴えの利益の有無〕)について(原告の主張)

本件預金債権差押処分の取消訴訟に係る訴えについて訴えの利益はあるから、当該訴えは、適法である。

(被告の主張)

滞納処分としての債権の差押えは、滞納者に対して債権の取立てその他の処分を禁止するとともに第三債務者に対して滞納者への弁済を禁止するものであり(徴収法62条2項)、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行われる(同条1項)。差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生じ(同条3項)、徴収職員は、差し押さえた債権の取立てをすることができる(同法67条1項)。徴収職員が差し押さえた債権の取立てにより金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る国税を徴収したものとみなされる(同条3項)。そうすると、金銭債権の差押処分は、徴収職員が差し押さえた債権の取立てを行うことにより、その目的を達してその法的効果が消滅することになる。そして、債権差押処分は差押えに係る国税の存否を確定するなどの法的効果を生ずるものではないこと、債権差押処分がされたことを理由に滞納者を法律上不利益に扱う法令の規定も存在しないこと、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠もないことを併せ考慮すれば、取立てにより債権差押処分の法的効果が消滅した後においては、滞納者は、債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有

しない。

本件においては、令和元年12月2日に本件預金債権差押処分がされるとともに、同月16日、差し押さえられた普通預金債権の取立てがされたことから、本件預金債権差押処分は、その目的を達してその法的効果は消滅した。したがって、原告が本件預金債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はなく、本件預金債権差押処分の取消しの訴えは不適法である。

(2) 争点2 (滞納国税が時効により消滅したか否か) について

(原告の主張)

ア 別表滞納国税6・7・12・14～16の時効による消滅

Bに対する相続税の徴収権のうち、別表滞納国税6・7・12については、法定納期限である平成3年12月●日の翌日から5年後である平成8年12月●日の経過により、その援用を要することなく、時効により消滅し、別表滞納国税14～16については、法定納期限である平成6年10月4日の翌日から5年後である平成11年10月4日の経過により、その援用を要することなく、時効により消滅した(通則法72条1項、2項)。

イ 被告の主張について

これに対し、被告は、本件各徴収猶予決議がされたことから納税の猶予に係る部分の国税についてはその猶予がされていた期間内は時効が進行せず、かつ、猶予がされていた期間の終了後約1年半で差押えがされたことによって時効が中断した旨主張するが、次のとおり、本件各徴収猶予決議による時効が進行しない効果は生じていない。

(ア) 本件各徴収猶予決議の不成立

相続税法40条1項の規定によれば、徴収猶予の権限を有するのは税務署長であるところ、本件各物納申請に係る徴収猶予決議の決裁欄に作成日や税務署長の決裁印がないことからすれば、本件各徴収猶予決議は成立していないと考えられる。

(イ) 本件各徴収猶予決議の効力不発生

行政行為は表示行為によって成立するものであって、行政機関の内部で確定したものであっても、外部に表示しない間は意思表示ではあり得ず、行政行為が書面の作成によって表示されたときは書面の作成によって行政行為が成立し、その書面の到達によって行政行為としての効力を生ずる。被告は、本件各徴収猶予決議がBに通知された旨主張するが、通知に係る文書送付記録簿が現存しないこと等からすれば、本件各徴収猶予決議はBに通知されておらず、その効力は生じない。

(被告の主張)

ア 第1次相続に係るBの相続税が時効により消滅していないこと

第1次相続に係るBの相続税は、次のとおり、時効の中断事由等があるため、時効により消滅していない。

(ア) 猶予期間内においては国税の徴収権の時効が進行しないこと

国税の徴収権の時効は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る部分の国税(当該部分の国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。)につき、その延納又は猶予がされている期間内は、進行しない(通則法73条4項)。税務署長は、相続税物納申請書(相続税法41条、42条1項参照)の提出があった場合において相当の事由があると認めるときは、相続税の全部又は一部の徴収を猶予すること

ができる（相続税法42条32項、40条1項）。

(イ) 本件申告に係る相続税が時効により消滅していないこと

Bの本件申告に係る相続税の法定納期限は平成3年12月●日であるが、同月27日、物納申請に係る相続税について、その徴収を猶予する決議がされたことから、同日から平成14年11月15日付けで物納申請が却下されるまでの間は、徴収の猶予により時効が進行しない。そして、本件申告に係る相続税について、平成16年5月31日付けで本件雑種地の差押えがされたことによって時効が中断し（通則法72条3項、民法〔平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。〕147条2号）、その差押えの効力は、現在まで継続していることから、時効中断の効力も継続している。

したがって、本件申告に係る相続税は、時効により消滅していない。

(ウ) 本件修正申告に係る相続税が時効により消滅していないこと

Bの本件修正申告に係る相続税の法定納期限は、本件申告に係る相続税と同じく平成3年12月●日であるが、修正申告は時効中断事由としての承認（通則法72条3項、民法147条3号）に該当するから、修正申告がされた平成6年10月4日に時効が中断し、その翌日である同月5日から新たに進行を始めることになる（通則法72条3項、民法157条1項）。ただし、物納申請に係る相続税については、同日から物納申請の許可又は却下がされるまでの間はその徴収を猶予する旨の決議がされたことから、同日から平成14年11月15日付けで物納申請が却下されるまでの間は、徴収の猶予により時効が進行しない。そして、本件修正申告に係る相続税について、平成16年5月31日付けで本件雑種地の差押えがされたことによって時効が中断し（通則法72条3項、民法147条2号）、その差押えの効力は現在まで継続していることから、時効中断の効力も継続している。

したがって、本件修正申告に係る相続税は、時効により消滅していない。

イ 原告の主張について

これに対し、原告は、本件各徴収猶予決議が成立しておらず、効力が発生していない旨主張するが、次のとおり、本件各徴収猶予決議は成立し、かつ、効力が発生している。

(ア) 本件各徴収猶予決議の成立

物納延納申請に伴う徴収猶予に関する決裁権限は、枚方税務署長から統括官に委任されており（専決。乙13）、本件においては、委任を受けた統括官が専決により本件各徴収猶予決議をしたものである。したがって、本件各徴収猶予決議において枚方税務署長の決裁印がなくても、本件各徴収猶予決議は、成立している。なお、原告は、本件物納申請2に係る徴収猶予決議書（乙8）の決議年月日欄が空欄である点も指摘するが、起案日である平成6年10月4日頃に決裁権限の委任を受けた統括官の専決により本件徴収猶予決議2が成立したことは明らかである。

(イ) 本件各徴収猶予決議の効力発生

徴収の猶予の効力は、税務署長の徴収猶予決議によって生じ、物納申請者への通知が効力発生の要件となるものではない。

また、この点を措くとしても、枚方税務署の担当国税徴収官は、B宛てに徴収猶予通知書を普通郵便で発送し、これが返戻されたことはなかったのであるから（乙15、16）、我が国の郵便事情に照らせば、徴収猶予通知書がBに到達したと認められる。な

お、文書発送記録簿が現存しないことは、保存期間経過のためにすぎず（乙15、16）、発送の事実を否定するものではない。

(3) 争点3（滞納国税が交付要求解除の通知により消滅したか否か）について

(原告の主張)

交付要求の解除は、交付要求に係る国税が消滅した旨の意思表示である。したがって、別表滞納国税1～5・8～11・13・17（別表滞納国税のうち、時効により消滅したものを除くもの）は、令和元年8月30日に原告が同月28日付けの交付要求解除通知書（甲4）を受領した時点で、全て消滅した。

(被告の主張)

徴収法84条1項は、納付、充当、更正の取消しその他の理由により交付要求に係る国税が消滅したときは交付要求を解除しなければならないとして、交付要求の解除が義務付けられる場合について規定したものにすぎず、同項に規定する場合以外の場合に交付要求を解除することを禁止したものではないし、交付要求の解除の効果として交付要求に係る国税が消滅する旨を規定したものでもない。したがって、交付要求が解除されたことが直ちに交付要求に係る国税の消滅を意味するものではなく、本件においては交付要求に係る国税の消滅事由は認められない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件預金債権差押処分の取消しの訴えの適法性〔訴えの利益の有無〕）について

(1) 滞納処分としての債権差押処分には、滞納者に対し取立てその他の処分を禁じる効力と、第三債務者に対して弁済を禁じる効力とがある（徴収法62条2項）。そして、徴収職員は、債権を差し押さえた後、差し押さえた債権の取立てをすることができ、これにより金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る税金を徴収したものとみなされる（徴収法67条1項、3項）。他方、債権差押処分が取り消された場合に、被差押債権が当然に復活すると解すべき根拠は見当たらない。

上記の徴収法の各規定によれば、徴収職員が債権差押処分をした後、差し押さえた債権の取立てを行い、第三債務者がこれに応じて徴収職員に金銭を交付した場合は、その限度において、債権差押処分は処分としての目的を達し、その法的効果は消滅するものと解される。

(2) これを本件についてみると、前記前提事実(6)のとおり、大阪国税局徴収職員は、令和元年12月2日、本件預金債権差押処分をするとともに、同月16日、差し押さえた普通預金債権の一部（振込手数料を除くもの）の取立てをしたことから、本件預金債権差押処分はその目的を達し、その法的効果は消滅しており、原告が本件預金債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は認められない。

(3) したがって、本件預金債権差押処分の取消しの訴えは、不適法である。

2 争点2（滞納国税が時効により消滅したか否か）について

(1) 原告は、Bに対する相続税の徴収権のうち、別表滞納国税6・7・12・14～16については、各法定納期限の翌日から5年の経過により時効消滅した旨主張するのに対し、被告は、本件各徴収猶予決議がされたことから納税の猶予に係る部分の国税についてはその猶予がされていた期間内は時効が進行せず、かつ、猶予がされていた期間の終了後約1年半で差押えがされたことによって時効が中断した旨主張して争っており、本件各徴収猶予決議の成立等が問題となっている。

(2) そこで、本件各徴収猶予決議の成立等について検討する。

ア 本件各徴収猶予決議の成立

本件各物納申請がされた平成3年及び平成6年当時、相続税法は、税務署長が一定の要件を充足したと認めて許可した場合に限り物納を認めることとしており（平成4年法律第16号による改正前の相続税法41条1項、通則法34条3項）、また、物納の許否の審査には一定の期間を要することから、審査の期間中は徴収を猶予することができることとしていた（相続税法42条5項〔平成18年法律第10号による改正前のもの〕、40条1項〔平成4年法律第16号による改正前のもの〕）。このような相続税の納税義務者による物納申請に伴う徴収猶予は、本来的には税務署長の権限に属するが、税務署処務規程（昭和48年訓令第13号）により、枚方税務署については本来的権限者である署長の委任を受けた統括官が行うとされていることが認められる（税務署処務規程〔乙13〕18条1項1号、別表第3表の3の(96)）。

そして、前記前提事実(2)のとおり、①本件物納申請1に係る申請書の「徴収猶予決議」欄には、徴収猶予決議日の記載及び統括官の押印が、②本件物納申請2に係る徴収猶予決議書には、本件徴収猶予決議2を行う旨の記載及び統括官の押印が、それぞれ認められる。また、③担当国税徴収官は、本件各物納申請に係る相続税について徴収猶予決議がされた旨陳述するところ（乙15、16）、同陳述部分は、上記の税務署処務規程の規定内容等に照らして、十分に信用することができる。

したがって、本件各徴収猶予決議は、成立した（すなわち、権限を有する者によって適法にされた）ものと認められる。

イ 本件各徴収猶予決議の効力

枚方税務署の担当国税徴収官は、Bに対して徴収猶予通知書を普通郵便で発送しており、これが返戻されたことはない旨陳述するところ（乙15、16）、同陳述部分は、我が国の郵便事情や本件各徴収猶予決議に係る書面の記載内容等に照らして、十分に信用することができる。そして、上記陳述部分によれば、本件各徴収猶予決議に係る通知書がBに対し発送され到達したことが認められる。したがって、本件各徴収猶予決議は、その効力を有するものと認められる。

これに対し、原告は、本件各徴収猶予決議に係る通知書の文書発送記録簿が現存しないことを根拠に、徴収猶予通知書が発送された事実は認められない旨主張する。しかし、①現在の国税庁における行政文書の取扱規則等によれば、徴収猶予通知書の発送記録簿は簡易決議簿兼行政文書発送記録簿に該当し、その保存期間は5年とされていること（乙17～19）、②担当国税徴収官が文書発送記録簿は保存期間の経過により現存していない旨陳述し（乙15、16）、同陳述部分は①の内容に照らして十分に信用することができること等の事情を総合すれば、本件各徴収猶予決議に係る通知書が発送された平成3年及び平成6年当時においても、徴収猶予通知書の発送に係る文書発送記録簿については、一定の保存期間の後に廃棄する取扱いがされており、既に保存期間の経過により廃棄されたものと推認される。そうすると、本件各徴収猶予決議に係る通知書の文書発送記録簿が現存しないからといって、本件各徴収猶予決議に係る通知書が発送されなかったと推認することは困難である。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 次に、本件各徴収猶予決議の成立等が認められることを前提に、別表滞納国税6・7・12・14～16が時効により消滅したか否かについて検討する。

別表滞納国税6・7・12・14～16は、いずれもBの第1次相続における相続税を原告が承継したとされているものである。本件申告に係るBの相続税の法定納期限は平成3年12月●日であるが、同月27日、本件徴収猶予決議1がされたことから、同日から平成14年11月15日付けで本件物納申請1が却下されるまでの間は、徴収の猶予により時効が進行しないことになる(平成27年法律第9号による改正前の通則法73条4項)。そして、本件申告に係るBの相続税について、平成16年5月31日付けで本件雑種地の差押えがされたこと(前記前提事実(4))によって時効が中断し(通則法72条3項、民法147条2号)、その差押えの効力は現在まで継続していることから、時効中断の効力も継続している。

また、本件修正申告に係るBの相続税の法定納期限は平成3年12月●日であるが、本件修正申告がされた平成6年10月4日に承認により時効が中断し(通則法72条3項、民法147条3号)、同日頃、本件徴収猶予決議2がされたことから、同月5日から平成14年11月15日付けで本件物納申請2が却下されるまでの間は、徴収の猶予により時効が進行しない(平成27年法律第9号による改正前の通則法73条4項)。そして、本件修正申告に係るBの相続税について、平成16年5月31日付けで本件雑種地の差押えがされたことによって時効が中断し、その差押えの効力は現在まで継続していることから、時効中断の効力も継続している。

(4) したがって、別表滞納国税6・7・12・14～16は、時効により消滅していない。

3 争点3(滞納国税が交付要求解除の通知により消滅したか否か)について

(1) 原告は、交付要求の解除は交付要求に係る国税が消滅した旨の意思表示であると解すべきであるから、別表滞納国税1～5・8～11・13・17は令和元年8月30日に原告が同月28日付けの交付要求解除通知書を受領した時点で全て消滅した旨主張する。

(2) そこで検討すると、交付要求は、国税の滞納者の財産について強制換価手続が行われた場合に、当該強制換価手続の執行機関に対し滞納に係る国税について換価代金を交付すべきことを要求するものである(徴収法82条1項)。そうすると、納付、充当、更正の取消しその他の理由により交付要求に係る国税が消滅した場合にその交付要求の解除が義務付けられる(徴収法84条1項)としても、交付要求の解除は同項に規定する場合に限られるものではないのであって、交付要求の解除により交付要求に係る国税が消滅するものではないと解される。また、本件においては、前記前提事実(5)のとおり、大阪国税局長は、令和元年8月28日付けで本件交付要求を解除し、これを原告に通知したが、同日、改めて執行機関である大阪国税局長に対し交付要求をしたものであって(本件交付要求と対比すると、原告の滞納国税等の内容は同じである。)、本件交付要求に係る国税の消滅事由は何ら見当たらない。

(3) したがって、別表滞納国税1～5・8～11・13・17は、本件交付要求の解除の通知により消滅したとは認められない。

4 まとめ

以上によれば、原告の請求のうち、本件預金債権差押処分取消しを求める部分は訴えの利益を欠く不適法なものである(上記1)。

また、原告の請求のうち、本件配当処分の取消しを求める部分と、不当利得返還を求める部分は、別表滞納国税6・7・12・14～16が時効により消滅しておらず（上記2）、別表滞納国税1～5・8～11・13・17が本件交付要求の解除の通知により消滅したとは認められない（上記3）結果、第1次相続に係るBの相続税の納税義務が第2次相続、第3次相続、第4次相続を経て原告（及びD）に承継されていることになり（前記前提事実（1））、本件配当処分に原告が主張する違法は認められず、本件預金債権差押処分及び本件配当処分には「法律上の原因」があるといえるから、いずれも理由がない。

第4 結論

よって、原告の訴えのうち、本件預金債権差押処分の取消しを求める部分は不適法であるからこれを却下し、その余の請求は理由がないからこれらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 山地 修

裁判官 太田 章子

裁判官 山田 慎悟

(別紙)

指定代理人目録

石間 大輔、井上 裕貴、小泉 雄寛、美馬 本進、原口 真澄、濱田 良子、永濱 雅幸

以上

(別紙)

関係法令等の定め

1 国税徴収法（以下「徴収法」という。）

- (1) 徴収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押えを解除しなければならない（79条1項）。
 - 一 納付、充当、更正の取消その他の理由により差押えに係る国税の全額が消滅したとき。
 - 二 差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなったとき。
- (2) 税務署長は、有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭を徴収法第5章第4節の定めるところにより配当しなければならない（128条1項2号）。
- (3) 国税通則法（以下「通則法」という。）43条3項により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合等における徴収法（159条2項、173条、182条及び183条を除く。）の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「国税局長」又は「国税局」とする（184条）。

2 通則法

- (1) 国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその徴収する国税について徴収の引継ぎを受けることができる（43条3項）。
- (2) 国税の徴収権の時効については、通則法第7章第2節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する（72条3項）。
- (3) 国税の徴収権の時効は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る部分の国税（当該部分の国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。）につき、その延納又は猶予がされている期間内は、進行しない（平成27年法律第9号により改正前の73条4項）。

以上

別紙、別表 省略